

## 平成29年度 耕作放棄地再生利用交付金・補助金について

### ◇耕作放棄地再生利用交付金（国事業）

<事業要件> 作業経費が10aあたり10万円以上かかる荒廃程度  
(雑木が生えている, 篠竹が生えている等)

<交付単価> 国 10aあたり 再生作業: 50,000円 土壌改良(2年目): 25,000円

### ◇耕作放棄地再生利用補助金（石岡市事業）

<事業要件> 作業経費が10aあたり4万円以上かかる荒廃程度  
(ほ場に背高泡立草が密生している, 草丈が概ね1m以上等)

<交付単価> 市 10aあたり30,000円

(※但し, 国の事業に該当する場合は10aあたりの交付単価を15,000円とする。)

### ◇交付金・助成金利用 判別表

	作業経費 10aあたり 4万以上	作業経費 10aあたり 10万以上	自己所有地	委託契約
国	×	○	○(戦略作物等の栽培の場合)	農業委員会
市	○	○	×	任意様式可

※すべての交付金・助成金を受けるには再生後5年間の作付けが条件となります。

※農業振興地域内の農用地に含まれていることが条件です。

(国補助は戦略作物等の栽培を行う場合は区域外でも可)

※伐採・除伐した草木等の野焼き行為は原則禁止です。